

## 第8章 環境保全措置の検討



## 第8章 環境保全措置の検討

対象事業に係る環境影響評価を行うにあたり、対象事業の実施による環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外にあっては、対象事業の実施により評価項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で影響を回避し、低減を図ること、及び影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討した。

環境保全措置の検討を行った項目は、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかについて検証した。

環境保全措置の検討について以下の内容で整理を行い、整理した内容は表8.1-1～表8.1-16、表8.2-1～表8.2-19に示す。

- ・環境保全措置の実効性の内容（実施主体、方法その他）
- ・環境保全措置の効果、効果の不確実性の程度
- ・環境保全措置の実施に伴い生ずる恐れがある他の環境への影響

### 8.1 工事の実施に係る環境保全措置

#### 8.1.1 大気質

##### (1) 環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両等の走行に伴って発生する大気汚染物質についての低減対策として、以下の措置を講ずることとする。

表 8.1-1(1) 造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
大気汚染物質の発生量の低減	新しい排出ガス対策型の建設機械の使用	建設機械については、排出ガス対策型を可能な限り使用することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制する。	低減	事業者等	小さい	なし
	工程管理の徹底	工事の進捗に合わせて工程管理を徹底し、稼働時間が最小限となるように検討することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.1-1(2) 造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働

検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
	内容	効果	区分			
粉じん等発生量の低減	粉じんの敷地外への飛散防止対策	敷地境界に仮囲いを設置し、粉じんの飛散を防止する。	低減	事業者等	小さい	なし
	裸地面への散水	工事区域内は、粉じん等が飛散しないよう散水を行う。	低減	事業者等	小さい	なし
	車両のタイヤの洗浄	タイヤ等に付着した土砂を除去することにより、粉じん等の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.1-2 資機材の運搬車両等の走行

検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
	内容	効果	区分			
大気汚染物質の発生量の低減	アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事関連車両の運行にあたっては、過積載の防止、制限速度の遵守を徹底し、アイドリングストップ、スムーズな加速・減速を行うなどのエコドライブについて指導を行うことにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	資機材の運搬車両等の点検、整備を徹底	工事用車両等については、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	新しい排出ガス規制適合型の車両及び低燃費車の使用	工事用車両は低公害車を使用し、可能な限り排出ガスの最新規制適合車を使用することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	工程管理の徹底	工事関連車両が集中することが無いように、工程管理や車両の運行管理を適切に行うことにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	通勤車両台数の削減	工事関係者の通勤は極力相乗りするよう努めて通勤車両台数の削減に寄与することにより、大気汚染物質排出量の削減を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、排出ガス対策型の建設機械の使用、アイドリングストップ等の排出量の削減、工事区域及び工事用道路への散水、タイヤ洗浄を始めとした発生源対策等を行うことにより、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両等の走行に伴って発生する大気汚染物質の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.2 騒音

#### (1) 環境保全措置の検討

建設機械の稼働及び資機材の運搬車両等の走行において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.1-3 建設機械の稼働

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
騒音の発生の低減	低騒音型の建設機械の使用、低騒音工法の採用	可能な限り低騒音工法を採用するとともに、可能な限り低騒音型の建設機械を使用することにより騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	防音対策	工事区域の仮囲いには防音パネルや防音シート等の防音対策により、工事区域外への騒音影響の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップの徹底	作業待機時におけるアイドリングストップを徹底することにより騒音の発生の抑制を図る。				
	建設機械の点検、整備を徹底	建設機械は十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減し、整備不良に起因する騒音の防止に努めることにより騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	工程管理の徹底	工事の進捗に合わせて工程管理を徹底し、稼働時間が最小限となるよう検討し、騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.1-4 資機材の運搬車両等の走行

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
騒音の発生の低減	走行ルートの回避	曙小学校前の走行ルートは、可能な限り利用しないようにすることにより、工事用車両による騒音の発生を回避又は低減を図る。	回避 低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事関連車両の運行にあたっては、過積載の防止、制限速度の遵守を徹底し、アイドリングストップ、スムーズな加速・減速を行うなどのエコドライブについて指導を行うことにより、騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	資機材の運搬車両の点検、整備を徹底	工事用車両等については、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減し、また、車両は、低公害車を使用することにより騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	工程管理の徹底	工事関連車両が集中することが無いように、工程管理や車両の運行管理を適切に行うことにより騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	通勤車両台数の削減	工事関係者の通勤は極力相乗りするよう努めて通勤車両台数の削減に寄与することにより、騒音の発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、低騒音型の建設機械の使用、アイドリングストップを始めとした発生源対策等を行うことにより、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両等の走行に伴って発生する騒音の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で回避・低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.3 振動

#### (1) 環境保全措置の検討

建設機械の稼働及び資機材の運搬車両等の走行において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.1-5 建設機械の稼働

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
振動の発生 の低減	低振動工法の採用、低振動型の建設機械の使用	可能な限り低振動工法を採用するとともに、可能な限り低振動型の建設機械を使用することにより、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップの徹底	作業待機時におけるアイドリングストップを徹底することにより、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	工程管理の徹底	工事の進捗に合わせて工程管理を徹底し、稼働時間が最小限となるように検討し、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.1-6 資機材の運搬車両等の走行

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
振動の発生 の低減	アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事関連車両の運行にあたっては、過積載の防止、制限速度の遵守を徹底し、アイドリングストップ、スムーズな加速・減速を行うなどのエコドライブについて指導を行うことにより、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	資機材の運搬車両の点検、整備を徹底	工事用車両等については、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。また、車両は、低公害車を使用するようにすることにより、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	工程管理の徹底	工事関連車両が集中することが無いように、工程管理や車両の運行管理を適切に行うことにより、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	通勤車両台数の削減	工事関係者の通勤は極力相乗りするよう努めて通勤車両台数の削減に寄与することにより、振動の発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、低振動型の建設機械の使用、アイドリングストップを始めとした発生源対策等を行うことにより、建設機械の稼働及び資機材の運搬車両等の走行に伴って発生する振動の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.6 赤土等による水の濁り

#### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施における赤土等による水の濁りの環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.1-7 造成等の施工による一時的な影響

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
赤土等の発生の低減	赤土等流出防止マニュアル(案)に基づく対策	施工区域においては、「赤土等流出防止マニュアル(案)」に基づき、表土保護工、流出抑制工を実施し、濁水発生の低減に努める。	低減	事業者	小さい	ない
	台風等の非常時の対応	台風等の非常時には、工事を中止し、降雨による裸地面からの赤土等の流出の防止に努める。	低減	事業者	小さい	ない
	環境監視によるパトロール	パトロール等により環境保全措置がすみやかに講じられる監視体制を構築し、環境監視調査を実施し、調査結果を踏まえ環境影響の低減に必要な措置を講ずる。	低減	事業者	小さい	ない

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえ、工事期間中に発生した濁水は、沈砂池に集水し、濁水処理装置にてSS濃度50mg/L以下に処理した後、排水路へ放流されることにより、水産用水基準の定める「人為的に加えられる浮遊粒子状物質濃度は2mg/L以下」を超過する範囲は排出口直近の限られた範囲である。更に、放流停止後1時間で2mg/L以下になることから周辺海域への影響は一時的なものとなっており、赤土等の堆積状況も1mm未満と軽微な影響であると予測されたことから、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られているものと判断した。

### 8.1.7 水の汚れ

#### (1) 環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響において、海域の有害物質の変化に対して影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、水の汚れの影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.8 底質

#### (1) 環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響において、海底の底質中の有害物質の変化に対して影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、底質の影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.9 土壌汚染

#### (1) 環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響において、土壌汚染の変化に対して影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、土壌汚染の影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.11 陸域植物

#### (1) 環境保全措置の検討

工事中の影響について、陸域植物に対して影響はほとんどないため、環境保全措置は実施しない。ただし、現地調査で指定外来種が確認されているため、以下に示す工事による指定外来種の拡散防止のための取組を実施する。

表 8.1-8 工事による指定外来種の拡散

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
工事による指定外来種の拡散防止	アメリカハマグルマの駆除	アメリカハマグルマについては、工事区域内で確認された場合は、根を含めた除草を行い、密閉後に焼却などの適切な処理を行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、指定外来種の適切な処理を行うことにより、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.12 陸域動物

### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施における陸域動物の環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。また、現地調査で指定外来種が確認されているため、工事による指定外来種の拡散防止のための取組も併せて示す。

表 8.1-9 土地の改変による直接的な影響

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
直接的な影響の低減 土地の改変による	工事の影響の及ばない環境への移動	工事区域内及びその周辺で確認され、造成によって生息環境が消失する可能性がある重要な種、資機材の運搬車両等の輪禍の被害に遭う可能性がある重要な種については、工事によって造成される前に個体を捕獲し、工事の影響が及ばない類似した環境などに移動する。	低減	事業者等	小さい	移動先の生息環境の維持に配慮し、移動する個体数については十分に検討を行う。
	進入防止柵の設置	移動した動物を含む地表徘徊性の動物種が、工事区域内に進入することを防ぐために、必要に応じて工事区域の周囲に進入防止柵を設置する。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.1-10 資機材の運搬車両等の走行

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
資機材の運搬車両等による輪禍の低減	工事関係者への周知	工事関係者に対して、踏み付けを防止するため、重要な地域や無用な地域に立ち入らないよう注意事項を定めた看板や目印などを設置するとともに、ポスターやリーフレットなどで周知を行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.1-11 工事による指定外来種の拡散

検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
	内容	効果	区分			
工事による 種の拡散防止	シロアゴガエルの捕獲	シロアゴガエルについては、工事区域内で工事の実施時に捕獲を行い、適切に処理する。	低減	事業者等	小さい	なし
	ポスター・リーフレットによる外来生物の注意喚起・周知	工事関係者及び施設関係者に対して、イエネコやクマネズミに関する餌やりの禁止などの注意喚起の周知を行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえ、重要な動物種の適切な保全や指定外来種の適切な処理を行うことにより、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.1.13 海域植物

#### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施における海域植物の環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.1-12 造成等の施工による一時的な影響

検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
	内容	効果	区分			
赤土等の 影響の 流出に 低減に	赤土等流出防止施設による水質汚濁防止	工事中は赤土等流出防止施設を設置し、赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、海域植物への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.14 海域動物

### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施における海域動物の環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.1-13 造成等の施工による一時的な影響

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
赤土等の流出による影響の低減	赤土等流出防止施設による水質汚濁防止	工事中は赤土等流出防止施設を設置し、赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、海域動物への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.15 陸域生態系

### (1) 環境保全措置の検討

工事中の影響について、陸域生態系に対して影響はほとんどないため、環境保全措置は実施しないこととする。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、陸域生態系に対して影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.16 海域生態系

### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施における海域生態系の環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.1-14 造成等の施工による一時的な影響

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
赤土等の流出による影響の低減	赤土等流出防止施設による水質汚濁防止	工事中は赤土等流出防止施設を設置し、赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、海域生態系への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.18 人と自然との触れ合いの活動の場

### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施において、人と自然との触れ合い活動の場への影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、人と自然との触れ合い活動の場に対して影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.19 廃棄物等

### (1) 環境保全措置の検討

工事の実施における廃棄物等の環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表8.1-15 廃棄物等

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
廃棄物等の低減	発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上	適正な工法による施工を行い、廃棄物の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		廃棄物の発生抑制、減量化及び、分別排出による再利用・再資源化の向上に努めることにより、廃棄物の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	関係法令等を遵守して、適正な処理・処分の実施	再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施することで廃棄物の環境への負荷を抑制する。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化や排気粒等の適正な処理・処分を行うことにより、工事中の廃棄物等に伴って発生する影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.1.20 温室効果ガス等

### (1) 環境保全措置の検討

建設機械の稼働、資機材の運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス等の影響の低減措置として、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表8.1-16 温室効果ガス等

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
温室効果ガス等の排出量の抑制	計画的で効率的な運用による稼働時間の抑制	建設機械の計画的で効率的な運用を行い、全体の稼働時間を抑制し、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	可能な限り低燃費型の建設機械・資機材の運搬車両の使用	建設機械及び資機材の運搬車両等は、可能な限り低燃費型の機種の使用に努めることにより、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	適切な整備	建設機械及び資機材の運搬車両等の整備を適切に実施することにより、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	空ぶかし、急発進、急加速の禁止、アイドリングストップの励行	建設機械及び資機材の運搬車両等の空ぶかし、急発進、急加速を禁止し、アイドリングストップを励行し、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	適正な燃料（軽油）の使用	建設機械に使用する燃料（軽油）は、適正な品質の物を用いることで、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	通勤車両台数の削減	通勤車両台数の削減のため、工事関係者が可能な範囲で乗り合い通勤を行うことを奨励することで、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「1) 環境保全措置の検討」を踏まえると、可能な限りの低公害型建設機械の使用及び資機材の運搬車両等への低公害車の導入促進等の対策等を実施することにより、工事に実施に伴う温室効果ガス等の影響は低減を図ることができることから、

地球環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2 施設等の存在及び供用に係る環境保全措置

### 8.2.1 大気質

#### (1) 環境保全措置の検討

焼却施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行による大気質の環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するための環境保全措置を以下に示す。

表8.2-1 焼却施設の稼働等

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
大気汚染物質の発生量の低減	大気汚染防止法等の遵守	施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等の排出基準より厳しい自主管理値（p2-78 表2.7.2-1 下段）を設定し、これを厳守することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	適正な運転管理	ごみ焼却施設の運転については、自動制御システムを採用し、焼却、排出ガス処理設備等の適正な運転管理を行い、施設の安定稼働を図ることにより大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		排出ガス中の大気汚染物質濃度や燃焼温度等を測定し、運転管理を適切に行うことにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		設備機器の点検、整備・補修等の維持管理を適切に行うことにより大気汚染物質の発生抑制を図る。				

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表8.2-2 廃棄物運搬車両等の走行

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
大気汚染物質の発生量の低減	廃棄物運搬車両等の適正な運行管理	周辺施設の利用状況に応じて、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努めることにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	低公害車の導入の促進	ごみ収集車等について、低公害車の導入を促進することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップ等のエコドライブの励行	車両運行にあたっては、アイドリングストップ、スムーズな加速・減速を行うなどのエコドライブに努めることにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「1)環境保全措置の検討」を踏まえると、焼却施設の安定燃焼の確保等の適正な運転・管理、廃棄物運搬車両の低公害車の導入促進を始めとした発生源対策等を実施することにより、焼却施設の稼働及び資機材の運搬車両等の走行に伴って発生する大気汚染物質の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.2.2 騒音

#### (1) 環境保全措置の検討

焼却施設・破砕設備等における機械等の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表8.2-3 焼却施設・破砕設備等の稼働

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
騒音の発生 の低減	適切な設備機器の採用、配置の徹底	設備機器類は、極力屋内に収納・設置することにより、騒音発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		騒音を発生する主な設備機器は、できるだけ低騒音型の機器を採用するとともに、吸音材等の防音対策を行うことにより、騒音発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	適切な維持管理	設備機器の使用にあたっては、点検・補修等の維持管理を適切に行うことにより、騒音発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		施設からの騒音を遮蔽するため、緑地、植栽等を適切に維持管理することにより、騒音発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表8.2-4 廃棄物運搬車両等の走行

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
騒音の発生 の低減	走行ルートの回避	曙小学校校舎は、現況でも環境基準を満たしていないことから、可能な限り利用しないようにすることにより、廃棄物運搬車両等による騒音の発生をなくす又は抑制する。	低減	事業者等	小さい	なし
	廃棄物運搬車両等の適正な運行管理	適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努めることにより、騒音発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップ等のエコドライブの励行	車両運行にあたっては、アイドリングストップ、スムーズな加速・減速を行うなどのエコドライブに努めることにより、騒音発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	低公害型車両の導入	廃棄物運搬車両等については、低公害型車両の積極的な採用に努めることにより、騒音発生を抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、低騒音型の機器の可能な限りの採用、防音対策、廃棄物運搬車両等について、走行ルートの見直し、アイドリングストップを始めとした発生源対策等を行うことにより、焼却施設・破砕設備等の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴って発生する騒音の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.2.3 振動

#### (1) 環境保全措置の検討

焼却施設・破砕設備等の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行において、環境影響を  
実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以  
下に示す。

表8.2-5 焼却施設・破砕設備等の稼働

検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
	内容	効果	区分			
振動の 発生 の 低減	適切な設備機器の採 用、配置の徹底	設備機器類は、極力屋内に収 納・設置することにより、振 動の発生の抑制を図る。	低減	事業者 等	小さい	なし
		設備機器の使用にあたって は、点検・補修等の維持管理 を適切に行うことにより、振 動の発生の抑制を図る。	低減	事業者 等	小さい	なし
	低騒音型の機器の使 用、低騒音工法の採用	振動を発生する主な設備機器 は、できるだけ低振動型の機 器を採用するとともに、防振 装置等を設置することによ り、振動の発生の抑制を図 る。	低減	事業者 等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

表 8.2-6 廃棄物運搬車両等の走行

検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
	内容	効果	区分			
振動の 発生 の 低減	廃棄物運搬車両等の適 正な運行管理	適切な運行計画を策定し、朝・ 夕の交通量増加時には、廃棄物 運搬車両等の台数を抑えるよう 努めることにより、振動の発生 の抑制を図る。	低減	事業者 等	小さい	なし
	アイドリングストップ 等のエコドライブの励 行	車両運行にあたっては、アイド リングストップ、スムーズな加 速・減速を行うなどのエコドラ イブに努めることにより、振動 の発生の抑制を図る。	低減	事業者 等	小さい	なし
	低公害車の導入の促進	廃棄物運搬車両等については、 低公害車の積極的な採用に努め ることにより、振動の発生の抑 制を図る。	低減	事業者 等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、低振動型の設備機器等を実行可  
能な範囲で採用、防振対策及び廃棄物運搬車両のアイドリングストップ等の発生源  
対策等を実施することにより、焼却施設・破砕設備等の稼働、廃棄物運搬車両等の  
走行に伴って発生する振動の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に

及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.4 低周波音

### (1) 環境保全措置の検討

施設の供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-7 低周波音

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
低周波音の発生の低減	低振動機器の選定	設備機器は、低騒音、低振動型機器を可能な限り選定することにより低周波音の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	適切な設備機器の配置の徹底	低周波音の発生源となる可能性がある送風機、ポンプ類、圧縮機、蒸気タービン発電機等については、原則として建屋内に設置するとともに、必要に応じて吸音処理や防振対策を実施することにより低周波音の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	適切な設備・施設機器の管理	各設備・施設は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底することにより低周波音の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	苦情対応と適切な対応策の実施	低周波音に係る苦情が発生した場合は、現地測定を実施し、発生源を特定するとともに、発生状況に応じた適切な対策を実施することにより低周波音の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、騒音・振動と同様に低騒音・低振動型の機器の可能な限りの採用、防音・防振対策等の発生源対策を行うことにより、焼却施設・破砕設備等の稼働に伴って発生する低周波音の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.5 悪臭

### (1) 環境保全措置の検討

煙突、施設及び~~、~~廃棄物運搬車両からの漏洩について、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-8 悪臭

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
悪臭の発生の低減	煙突からの悪臭漏洩対策	悪臭原因物質は高温で熱分解されるため、焼却炉は 800℃以上の高温で燃焼させ、悪臭原因物質が煙突排出ガスから大気中に排出されないように管理することにより、悪臭発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	施設からの悪臭漏洩対策	焼却炉運転時は、ごみピット内空気を燃焼用空気の送風機で焼却炉等へ送り、ごみピット内を負圧に保ち、臭気の漏洩を防止することにより、悪臭発生の抑制を図る。	回避	事業者等	小さい	なし
		吸引した空気は燃焼室にて高温酸化処理することにより無臭化を図り、臭気の漏洩を防止することにより、悪臭発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		ごみ投入口の扉は、二重扉を採用、エアカーテンの設置等により臭気の漏洩を防止する。特に、ごみピットに通じる出入口の開閉については、漏洩防止を徹底することにより、悪臭発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		プラットホーム及び施設内道路は、定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑制することにより、悪臭発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
		廃棄物運搬車両の悪臭漏洩対策	廃棄物運搬車両は、ごみ搬入後に場内の洗車場において洗車を義務づけることで、臭気の漏洩を防止することにより、悪臭発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい
		廃棄物運搬車両の汚水タンクは、毎回、清掃・点検に努めることで汚水漏洩に伴う悪臭の発生を防止することにより、悪臭発生の抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、適正な燃焼管理、建物の負圧管理と出入口の漏洩防止等、廃棄物運搬車両の洗車の徹底等の発生源対策等を行うことにより、焼却施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴って発生する悪臭の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で回避・低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.2.6 赤土等による水の濁り

#### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、赤土等による水の濁りの変化に対して影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、赤土等による水の濁りの変化に対して影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.2.7 水の汚れ

#### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び共用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-9 水の汚れ

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
雨水・排水による影響の回避	プラント排水の公共用水域への放流禁止	焼却施設において発生するプラント排水は、再利用又は下水道で処理し、生活排水については下水道に接続し、公共用水域へ放流しない。	回避	事業者等	小さい	なし
	雨水の適正処理	煙突筒内への雨水及びごみ計量器ピットに溜まった雨水は、下水道排除基準まで適正処理を行った後に下水放流とする。	回避	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

#### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、焼却施設において発生するプラント排水、生活排水については公共用水域へ放流しない計画とすることにより海域の有害物質の変化に対して影響はないものと予測されること、敷地内雨水排水の海

域への放流による COD に対する影響も軽微なものと予測されることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で回避が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.8 底質

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-10 底質

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
雨水・排水による影響の回避	プラント排水の公共用水域への放流禁止	計画施設において発生するプラント排水は、再利用又は下水道で処理し、生活排水については下水道に接続し、公共用水域へ放流しない。	回避	事業者等	小さい	なし
	雨水の適正処理	煙突筒内への雨水及びごみ計量器ピットに溜まった雨水は、下水道排除基準まで適正処理を行った後に下水放流とする。	回避	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、計画施設において発生するプラント排水、生活排水については公共用水域へ放流しない計画とすることにより海底の底質中の有害物質の変化に対して影響はないものと予測されること、敷地内雨水排水の海域への放流による海底の底質(COD)に対する影響も軽微なものと予測されることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で回避が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.9 土壌汚染

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-11 土壌汚染

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
雨水・排水による影響の回避	大気汚染防止法等の遵守	施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等の排出基準より厳しい自主管理値を設定し、これを厳守することにより、大気汚染物質の発生抑制を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	ごみ焼却施設の適正な運転管理	ごみ焼却施設の運転については、自動制御システムを採用し、焼却、排出ガス処理設備等の適正な運転管理を行い、施設の安定稼働を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	大気汚染物質濃度や焼却温度等の測定	排出ガス中の大気汚染物質濃度や燃焼温度等を測定し、運転管理を適切に行う。	低減	事業者等	小さい	なし
	設備機器の維持管理	設備機器の点検、整備・補修等の維持管理を適切に行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1) 環境保全措置の検討」を踏まえると、大気中のダイオキシン類濃度の寄与率が 0.43%と低く、焼却施設の稼働に伴う土壌環境への影響はほとんどないものと予測されたことから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.10 電波障害

### (1) 環境保全措置の検討

施設の存在による電波障害(テレビ電波)の環境影響については、次のとおり環境保全のための措置を講じる計画である。

表 8.2-12 電波障害

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
電波障害の発生 の低減	適切な設備機器の配置の徹底	本施設に起因するテレビ電波障害が確認された場合は、障害の状況に応じて、受信アンテナの高さや位置の変更、高性能なアンテナへの交換、共同受信方式への変更等の対策を実施する。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、障害発生時において各種対策を実施することで施設の存在に伴って発生する電波障害の影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.11 陸域植物

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、陸域植物への影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、陸域植物に対して影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.12 陸域動物

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-13 陸域動物

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
廃棄物運搬車両の低減	施設関係者への周知	廃棄物運搬車両による輪禍を防止するため、施設関係者に対して、注意事項を定めたポスターやリーフレットなどで周知を行う。	低減	事業者等	小さい	なし
	ロードキル発生状況の把握	ロードキルの発生状況を把握するための事後調査を行うとともに、施設関係者がロードキル個体を発見した際の報告体制を整備する。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、各種対策を実施することで陸域動物に対して影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.13 海域植物

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-14 海域植物

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
よる雨水排水等による影響低減	適切な排水処理施設の維持管理	焼却施設の稼働に伴う雨水排水等の流出による影響を低減するため、排水処理施設の適切な維持管理を行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1) 環境保全措置の検討」を踏まえると、海域植物への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.2.14 海域動物

#### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-15 海域動物

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
雨水排水等による影響低減	適切な排水処理施設の維持管理	焼却施設の稼働に伴う雨水排水等の流出による影響を低減するため、排水処理施設の適切な維持管理を行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1) 環境保全措置の検討」を踏まえると、海域動物への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

### 8.2.15 陸域生態系

#### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、陸域生態系への影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

## (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1) 環境保全措置の検討」を踏まえると、陸域生態系に対して影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.16 海域生態系

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-16 海域生態系

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
雨水排水等による影響低減	適切な排水処理施設の維持管理	焼却施設の稼働に伴う雨水排水等の流出による影響を低減するため、排水処理施設の適切な維持管理を行う。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、海域生態系への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.17 景観

### (1) 環境保全措置の検討

施設の存在及び供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を以下に示す。

表 8.2-17 景観

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
計画段階における景観への影響低減	景観への影響低減のための計画	沖縄県中央卸市場側の沿道景観や海側からの景観を考慮して、建物や煙突の色彩・形状及び緑化計画を検討し、圍繞景観への影響の低減を図るような計画とした。	低減	事業者等	あり	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、景観への影響は低減されるため、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.18 人と自然との触れ合いの活動の場

### (1) 環境保全措置の検討

施設の存在及び供用において、人と自然との触れ合い活動の場への影響はないものと予測されるため、特に環境保全措置は実施しないこととする。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、人と自然との触れ合い活動の場に対して影響はないものと予測されているため、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.19 廃棄物等

### (1) 環境保全措置の検討

施設等の存在及び供用に伴い発生する廃棄物等については、これらの影響の低減措置として、以下に示す環境保全措置を講ずることとする。

表 8.2-18 廃棄物等

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
廃棄物等の影響の低減	分別徹底、適正な処理・処分、再利用・再資源化の向上	廃棄物は分別回収するとともに、未燃分が残らないよう適正な処理・処分を実施し、再利用・再資源化の向上及び減量化に努めることにより、廃棄物等の影響の低減を図る。	低減	事業者等	小さい	なし
	処理不適物は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等の適正処理	施設では処理できない処理不適物は、関係法令等を遵守して適正な処理を行うことにより、廃棄物等の影響の低減を図る。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「(1)環境保全措置の検討」を踏まえると、廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化や排気粒等の適正な処理・処分を行うことにより、供用後の廃棄物等に伴って発生する影響は低減を図ることができることから、周辺環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。

## 8.2.20 温室効果ガス等

### (1) 環境保全措置の検討

焼却施設・破砕設備等の稼働、事務所等施設の供用及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス等の影響の低減措置として、以下に示す環境保全措置を講ずることとする。

表 8.2-19 温室効果ガス等

検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
	内容	効果	区分			
温室効果ガス等の排出の抑制	施設の適正な管理	ごみ焼却施設の運転については、自動制御システムを採用し、焼却、排出ガス処理設備等の適正な運転管理を行い、施設の安定稼働を図ることにより、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	焼却廃熱利用	焼却炉からの余熱は、蒸気や高温水、発電等の有効活用を図り、エネルギー消費量を削減し、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	できる限り断熱性の高い外壁材等の使用	できる限り断熱性の高い外壁材等の使用に努めることにより、冷暖房用の燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	アイドリングストップ等のエコドライブの励行	車両運行にあたっては、アイドリングストップ、スムーズな加速・減速を行うなどのエコドライブに努め、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし
	低公害車の導入の促進	廃棄物運搬車両等については、低公害型車両の積極的な採用に努め、燃料使用量の抑制を図ることにより、温室効果ガス削減に寄与する。	低減	事業者等	小さい	なし

注) 実施主体の事業者等：事業者である浦添市及び委託先である工事施工業者を示す。

### (2) 環境保全措置の検討結果の検証

上記「1) 環境保全措置の検討」を踏まえると、焼却に伴う余熱・発電利用、建物の省エネ対策、廃棄物運搬車両等への低公害車の導入促進等の対策等を実施することにより、焼却施設・破砕設備等の稼働、事務所等施設の供用及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス等の影響は低減を図ることができることから、地球環境に及ぼす影響については、事業者として実行可能な範囲内で低減が図られており、適切な検討を行っているものと判断した。